

(別表)

	1号事案	2号事案	3号事案
審査請求に係る諮問の番号	30中経行第491号	30中経行第497号	30中経行第501号
区政情報公開請求日	平成30年2月14日	平成30年2月14日	平成30年4月20日
請求情報の内容	<p>中野区生活援護は、<u>生活保護制度上の「医療法第1条の4第3項」</u>の業務実施しているのが分かる局長通知・課長通知を求める。</p> <p>※「生活保護手帳」・「生活保護関係法令通知集」・「生活保護問答集」、「小山文献（略）」等の実務の中でのもの。</p> <p>尚、「」の諮問の案件有。</p>	<p>実施機関の定義「29中経経第3052号（平成30年1月31日）」は、<u>中野区の業務（制度等）</u>外でも、公開決定の交付から、審査請求での諮問の案件：生活援護の場合が、保健所の医療法業務との何が整合性計れるか分かるもの求める。※実施機関の定義は、中野区公開条例第2条と〇〇職員の説明（2/14）</p> <p>請求の理由下記</p> <p>（医療法第1条の4第3項は、厚生労働省医政局総務課の権限だが、中野区は、生活援護が、業務の実施あるかの公開決定に至る協議行っている！中野区区政情報の公開に関する条例運営要綱。生活保護制度は、厚生労働省社会援護局。）</p>	<p>29中経経第3052号（平成30年1月31日）公開資料：手引研修のものから、中野区権限業務外（制度等外）の請求事項別添を29中経経第3495号（平成30年3月1日）補正書の①・②の返送が、決定事項は、請求の「諮」件の該当に判断難しい。医療法第1条の4第3項の決定だが、保有上の記録には、生活保護法第28条に記載の為、決定と記録の相違有る。寄って、「手引」の何の点が、実施（記録）と相違の決定可能か求める。※30中経経第104号平成30年4月13日の決定事項には疑義有。</p> <p>（生活援護分野で医療法第1条の4第3項を実施する権限を有しているかわかる文書。）→弁明書：当該事案（決定事項）は、医療法第1条業務の説明欠いている。</p>
区政情報不存在通知書の番号及び日付	29中健援第2680号 平成30年3月26日	30中環生第84号 平成30年4月13日	30中健援第276号 平成30年5月2日
区政情報不存在通知書の「請求情報に該当する文書等が存在	「医療法第1条の4第3項」について記載された生活保護関係通知が存在	中野区保健所長委任規則には、医療法第1条の4第3項に関する規定は定	「医療法第1条の4第3項」について記載された生活保護関係通知が存在

しない理由」	しないため。	められていない。また、生活環境分野において法第1条に関する文書がないか探したが、規定されているものはなかったため、該当する文書等是不存在である。	しないため。
弁明書の日付	平成30年4月18日	平成30年6月20日	平成30年6月29日
反論書の日付	平成30年7月26日	平成30年7月26日	平成30年7月26日